

定時株主総会 招集ご通知

日時	2025年6月25日（水） 午前10時
場所	愛知県小牧市大字岩崎2808 当社小牧工場 オフィス棟「N-FOREST」大会議室
決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定の件

【株主総会資料の電子提供について】

株主総会資料の電子提供制度に基づき、招集ご通知を簡素化してお届けしています。株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）の全文は、本ご通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。（書面交付請求をいただいた株主さまへは、ウェブサイト上の株主総会資料を法令及び定款の定めにより書面にして同封しております。）

【株主さま限定イベント（事前申込制）のご案内】

株主総会終了後、ご出席いただいた株主さま向けにイベントの実施を予定しております。ご参加には事前のお申込みが必要となります。詳しくは別紙「株主さま限定イベント（事前申込制）のご案内」をご確認ください。



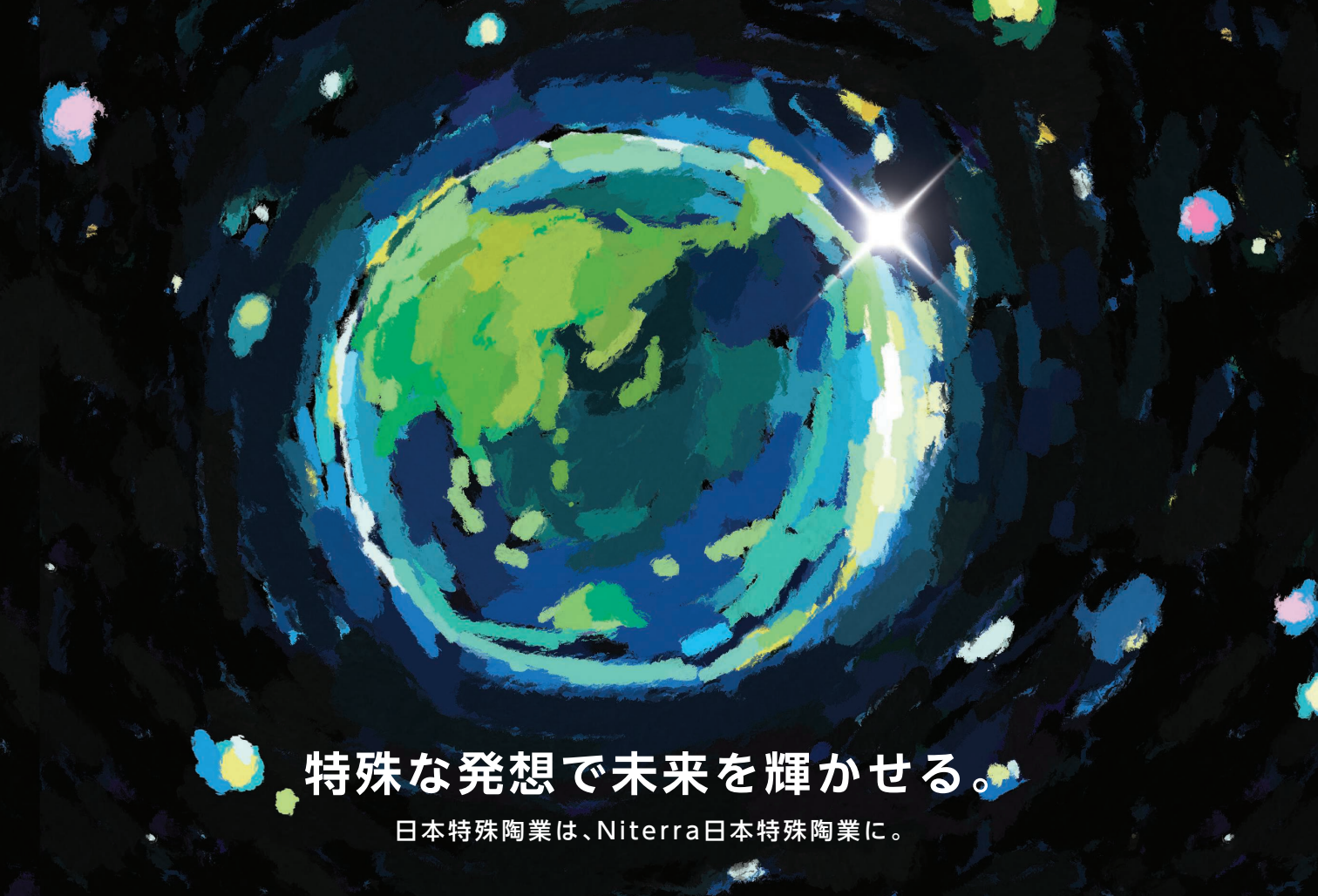
パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/5334/>



日本特殊陶業株式会社

証券コード：5334



特殊な発想で未来を輝かせる。

日本特殊陶業は、Niterra日本特殊陶業に。

Niterra

日本特殊陶業

TOP MESSAGE

株主の 皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。第125回定時株主総会を2025年6月25日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

昨今、社会情勢が不確実さを増す中で、次の時代に向けて確かな礎を築いていくことが当社グループには求められています。また、当社グループの主要な事業領域である自動車業界は、100年に1度の大きな変革期を迎えております。そのような中で、当社グループは「地球を輝かせる企業」となるため、自動車関連事業の更なる強化を図りながら、セラミックス技術などこれまで培ってきたアセットを活用して新しい事業を創出してまいりたいと考えております。

これらの指針となるのは、4つの共有価値観「至誠信実」「独立自営」「四海兄弟」「素志貫徹」を含めた理念体系である「Niterraウェイ」です。本年は新たな中期経営計画（2025～2029年度）スタートの年となりますが、引き続き「Niterraウェイ」のもと、社会的課題の解決に貢献し、持続可能な社会の実現に寄与してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



代表取締役会長

尾堂 真一

代表取締役社長
社長執行役員

川合 尊

業績ハイライト

売上収益 6,529 億円 前期比6.3%	営業利益 1,296 億円 前期比20.5%	税引前利益 1,333 億円 前期比13.8%	親会社の所有者に 帰属する当期利益 926 億円 前期比12.1%
-----------------------------	------------------------------	-------------------------------	--



自動車関連

売上収益 5,388 億円	営業利益 1,408 億円
------------------	------------------

新車組付け用製品の販売は中国市場での内燃機関搭載車両の生産台数減少に加え、欧米においても顧客での生産調整が続いたことによる落ち込みを見せたものの、補修用製品の販売は引き続き好調であったことから前期比で増加しました。また、インフレに対応した価格転嫁の実施と円安への進行がさらに売上収益を押し上げ、営業利益についても増益となりました。

この結果、自動車関連事業の売上収益は5,388億94百万円（前期比6.6%増）、営業利益は1,408億56百万円（前期比16.2%増）となりました。



セラミック

売上収益 1,009 億円	営業利益 0.3 億円
------------------	----------------

SPE事業での販売については生成AI関連の需要増を背景に緩やかに回復しました。セラミック事業全体では、収益性の改善に時間を要していますが、前期比で売上収益は増加する結果となりました。

この結果、セラミック事業の売上収益は1,009億28百万円（前期比6.2%増）、営業利益は39百万円（前期比94.2%減）となりました。



新規事業

売上収益 60 億円	営業損失 129 億円
---------------	----------------

新規事業については、売上収益は60億52百万円（前期比9.2%減）、営業損失は129億87百万円（前期は145億17百万円の営業損失）となりました。

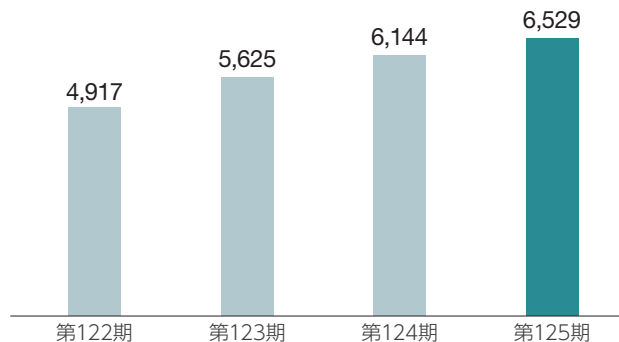
※他に、「その他」の区分として、売上収益79億4百万円、営業利益17億51百万円があります。

※2024年4月1日付の産業用セラミック事業に関する組織変更に伴い、「セラミック」に含まれていた窒化ケイ素関連製品は、事業フェーズに適した体制のもと開発・市場開拓を加速させるため、「新規事業」に移管しています。前期との比較は第125期の事業区分に基づき記載しています。

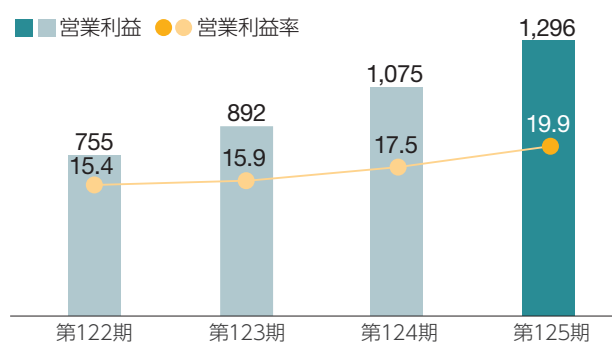
※記載金額はすべて連結ベースで表示しております。

※当社は国際会計基準(IFRS)を適用しています。

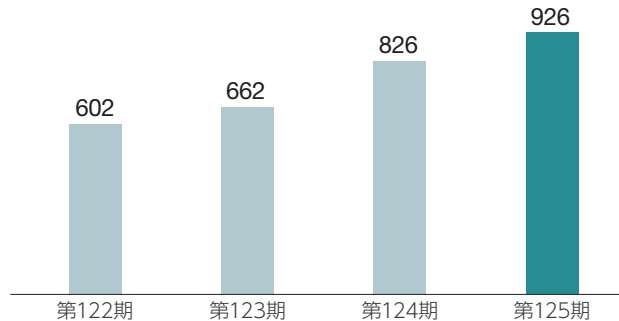
売上収益(億円)



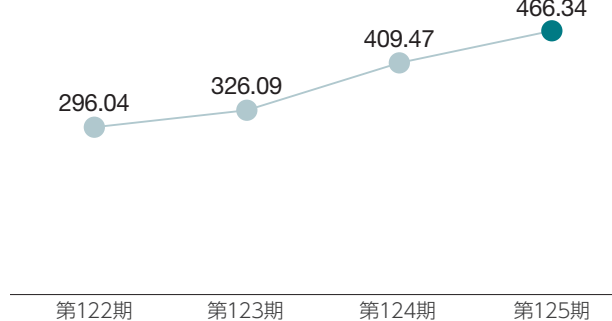
営業利益(億円)／営業利益率(%)



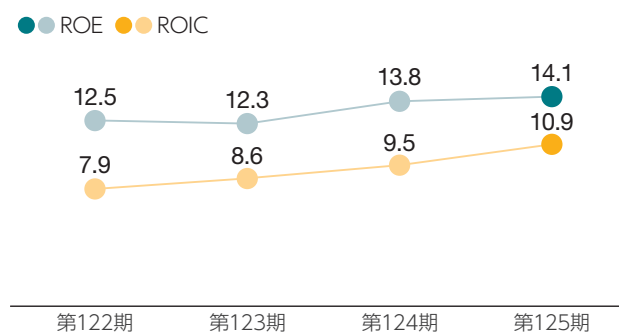
親会社の所有者に帰属する当期利益(億円)



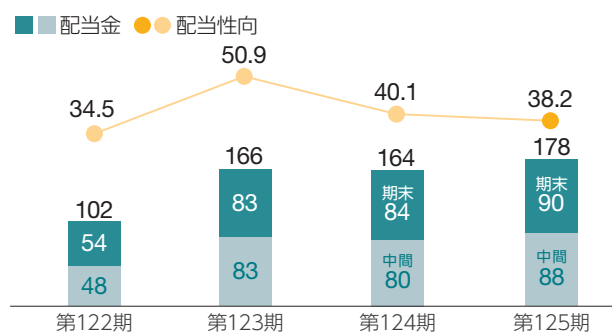
基本的1株当たり当期利益(円)



ROE／ROIC(%)



配当金(円)・配当性向(%)



証券コード 5334
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日 2025年5月27日)

株 主 各 位

名古屋市東区東桜一丁目1番1号
日本特殊陶業株式会社
代表取締役会長 尾 堂 真 一

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.niterragroup.com/ir/events/shareholders.html>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（日本特殊陶業）又は証券コード（5334）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■ 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月24日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時

2. 場 所 愛知県小牧市大字岩崎2808
当社小牧工場 オフィス棟「N-FOREST」大会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項** 1.第125期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第125期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定の件
-

以 上

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にのみ掲載しておりますので、書面交付請求された株主さまへ交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ・ 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内



当日ご出席による 議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2025年6月24日(火曜日)午後5時まで**に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送いただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる 議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

詳細は次頁をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の際のご留意点

- 当日ご出席の際は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。
- 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- 末尾の「株主総会会場ご案内図」に記載の送迎バスは、当日の交通事情等により会場への到着が遅れる場合がございますので、ご了承ください。
- 当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書類をご提出ください。

インターネット及び書面による議決権行使の際のご留意点

- インターネットと書面の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

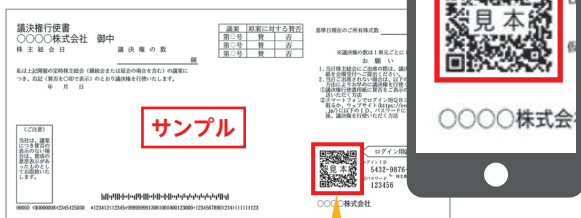
議決権行使期限

2025年6月24日(火)午後5時まで



スマートフォンによる行使方法

同封の議決権行使書副票
(右側)に記載の「ログイン用
QRコード」を読み取る※



「ログイン用QRコード」はこちら

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



パソコン等による行使方法

1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2 ログインする

お手持の議決権行使書の副票(右側)に記載された
「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、
「ログイン」をクリック

「ログインID」「仮パスワード」をご入力

「ログイン」をクリック

以降は画面の指示に従って議案に対する賛否をご入力ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

——— 【システム等に関するお問い合わせ】 ———

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027 (受付時間9:00~21:00通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものです。

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な人材で取締役会を構成することが重要であると考えており、また、取締役会の過半数を社外取締役で構成することで、取締役会の監督機能を強化するとともに意思決定の透明性を確保することを重視しています。

これらの考えに基づき、取締役候補者の選任にあたっては、手続きの合理性及び透明性を確保するために、取締役会の諮問機関であり、委員の過半数を独立社外取締役とする指名委員会における審議を経て取締役会において決定しています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	担当
1	おどう しんいち 尾堂 真一 再任	代表取締役会長	—
2	かわい たけし 川合 尊 再任	代表取締役社長 社長執行役員	全事業・ウェルビーイング戦略グループ・グループ内部監査本部管掌、グローバル戦略本部長
3	すずき けいじ 鈴木 啓司 新任	上席執行役員	経営戦略グループ経営戦略室・事業基盤戦略室担当、技術統括本部長、ビジネスインプリメンテーション本部管掌、プラットフォーム開発センター・エネルギー事業本部担当
4	どい みわこ 土井美和子 再任 社外 独立	社外取締役	—
5	たかくら ちはる 高倉 千春 再任 社外 独立	社外取締役	—
6	みむら たかよし 三村 孝仁 再任 社外 独立	社外取締役	—
7	まかや ひさのり 真茅 久則 再任 社外 独立	社外取締役	—

候補者番号

1

お とう しん いち
尾 堂 真 一

生年月日

1954年4月3日生

再任



取締役会出席回数
(2024年度)

12回/12回

所有する当社株式の数

普通株式 37,944株

略歴、当社における地位及び担当

1977年4月 当社入社
2003年2月 当社自動車関連事業本部営業本部海外市販部長
2005年7月 米国特殊陶業株式会社（現：Niterrra North America株式会社）社長
2007年6月 当社取締役
2010年6月 当社常務取締役
2011年6月 当社代表取締役社長
2012年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2016年4月 当社代表取締役会長兼社長 社長執行役員
2019年4月 当社代表取締役会長（現在に至る）
2020年5月 一般社団法人日本自動車部品工業会会長

取締役候補者とした理由

尾堂真一氏は、長年にわたり自動車関連事業において営業部門や主要海外グループ会社の責任者としてグローバルなビジネス基盤の確立を牽引したのち、2011年6月の代表取締役社長就任以降は、前長期経営計画を牽引し、当社グループの事業拡大を実現しました。また、2019年4月からは代表取締役会長として当社グループの持続的な成長とコーポレート・ガバナンス強化の視点で経営に携わっており、当社における豊富な経営経験やグローバルな事業経営に関する見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

かわ
川 合

たけし
尊

生年月日

1962年10月13日生

再任



取締役会出席回数
(2024年度)

12回/12回

所有する当社株式の数

普通株式 19,650株

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2011年 2月 当社自動車関連事業本部センサ事業部第2技術部長
2012年 4月 当社執行役員
2015年 4月 当社常務執行役員
2015年 6月 当社取締役常務執行役員
2016年 4月 当社取締役専務執行役員
2019年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現在に至る）

(担当)

全事業・ウェルビーイング戦略グループ・グループ内部監査本部管掌、
グローバル戦略本部長

取締役候補者とした理由

川合尊氏は、長年にわたりセンサ事業において技術部門に携わり、新製品の開発及び国内外での拡販を通じて同事業の拡大を牽引したのち、2016年4月からは全事業部門の統括を担う企画統括部門の責任者を務めるなど、技術開発や事業経営に関する豊富な経験及び見識を有しています。2019年4月からは代表取締役社長として、事業ポートフォリオの最適化に向けた組織・制度改革、内燃機関事業の更なる強化と非内燃機関事業の成長のための施策を実行し、中長期的な経営目標達成に向け当社グループを牽引していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

すず 鈴 木 啓 司

生年月日

1971年3月1日生

新任



略歴、当社における地位及び担当

1993年4月 当社入社
2017年6月 当社センサ事業部技術本部長
2018年10月 当社センサ事業部副事業部長
2019年4月 当社執行役員
2020年4月 当社上席執行役員（現在に至る）

(担当)

経営戦略グループ経営戦略室・事業基盤戦略室担当、技術統括本部長、
ビジネスインプリメンテーション本部管掌、プラットフォーム開発センター・
エネルギー事業本部担当

所有する当社株式の数

普通株式 2,576株

取締役候補者とした理由

鈴木啓司氏は、長年にわたりセンサ事業において技術部門に携わり、新製品の開発及び国内外での拡販を通じて同事業の拡大に貢献したのち、同事業の責任者を経て、2022年4月以降は研究開発部門や事業開発部門の責任者に就任し、当社グループのコア技術を軸とした新規事業創出の活性化のための基盤を構築するなど、技術開発や事業経営に関する豊富な経験及び見識を有しています。現在は、研究開発部門及び事業開発部門に加え、経営戦略部門を管掌し、事業ポートフォリオ最適化に向けた中長期戦略の立案と新規事業創出を主導していることから、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ど い み わ こ
土 井 美 和 子

生年月日

1954年6月2日生

再任

社外

独立



略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 東京芝浦電気株式会社（現：株式会社東芝）入社
2005年7月 株式会社東芝研究開発センター技監
2008年7月 同社研究開発センター首席技監
2014年4月 独立行政法人情報通信研究機構（現：国立研究開発法人情報通信研究機構）監事（非常勤）（現在に至る）
2015年6月 株式会社野村総合研究所社外取締役
2017年4月 奈良先端科学技術大学院大学理事（非常勤）
2019年6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役
2020年4月 東北大学理事（非常勤）
2020年6月 株式会社SUBARU社外取締役（現在に至る）
当社社外取締役（現在に至る）

取締役会出席回数 (2024年度)

12回／12回

所有する当社株式の数

普通株式 4,106株

重要な兼職の状況

国立研究開発法人情報通信研究機構監事(非常勤)
株式会社SUBARU社外取締役

社外取締役在任年数

5年（本定時株主総会終結時）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

土井美和子氏は、情報通信分野における研究者としての豊富な経験及び卓越した実績を有するとともに、事業会社において新規事業の立ち上げに携わり、事業開発に関する高い見識を有しています。当社においては、その経験・見識等に基づき、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレート・ガバナンス強化のために重要な役割を果たされています。選任後には、引き続き上記の経験・見識等に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

独立性について

土井美和子氏が2025年3月まで理事を務めていた東北大学と当社グループとの間で主に共同研究に関する相互の取引関係がありますが、いずれの取引金額も当社グループの売上収益及び同大学の総事業収入の0.1%未満と極僅少であり、また、同氏が2025年3月まで理事を務めていた奈良先端科学技術大学院大学と当社グループの間には取引関係はなく、同氏は、当社が定める独立役員選任基準を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、再任をご承認いただいた場合には引き続き株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定です。

候補者番号

5

たか くら ち はる
高 倉 千 春

生年月日

1959年12月22日生

再任

社外

独立



取締役会出席回数
(2024年度)

12回/12回

所有する当社株式の数

普通株式 1,558株

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月 農林水産省入省
1992年 5月 米国Georgetown大学MBA取得
1993年 8月 株式会社三和総合研究所（現：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）コンサルタント
1999年 7月 ファイザー株式会社人事部企画担当部長
2006年10月 ノバルティスファーマ株式会社人事・コミュニケーション本部
人財組織部長
2014年 7月 味の素株式会社理事・グローバル人事部長
2020年 4月 ロート製薬株式会社人事アドバイザー
2020年 6月 同社取締役 人財・Well-being経営推進本部長
2021年 6月 当社社外監査役
2022年 4月 ロート製薬株式会社取締役 CHRO
2022年 6月 当社社外取締役（現在に至る）
2023年 6月 野村不動産ホールディングス株式会社社外取締役（現在に至る）
三井住友海上火災保険株式会社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

野村不動産ホールディングス株式会社社外取締役
三井住友海上火災保険株式会社社外取締役

社外取締役在任年数

3年（本定時株主総会終結時）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高倉千春氏は、米国Georgetown大学にてMBAを取得後、組織構築・人材開発分野のコンサルタントを経て、国際的な製薬企業をはじめとする幾多のグローバル企業において人的資本経営の推進や組織改革に携わり、人的資本経営やグローバルな組織経営に関する豊富な経験及び高い見識を有しています。当社においては、その経験・見識等に基づき、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレート・ガバナンス強化のために重要な役割を果たされています。選任後には、引き続き上記の経験・見識等に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

独立性について

高倉千春氏が2023年6月まで取締役CHROを務めていたロート製薬株式会社と当社グループとの間には取引関係はなく、同氏は、当社が定める独立役員選任基準を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、再任をご承認いただいた場合には引き続き株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定です。

候補者番号

6

みむら たか よし
三村 孝 仁

生年月日

1953年6月18日生

再任

社外

独立



取締役会出席回数
(2024年度)

12回/12回

所有する当社株式の数

普通株式 1,503株

略歴、当社における地位及び担当

1977年4月 テルモ株式会社入社
2002年6月 同社執行役員
2003年6月 同社取締役執行役員
2004年6月 同社取締役上席執行役員
2007年6月 同社取締役常務執行役員
2008年4月 同社取締役常務執行役員
ホスピタルカンパニー統轄、営業統轄部管掌
2009年6月 同社取締役常務執行役員 中国・アジア統轄
2010年4月 同社取締役常務執行役員 中国総代表
2010年6月 同社取締役専務執行役員
2011年8月 泰尔茂（中国）投資有限公司董事長兼總經理
2017年4月 テルモ株式会社代表取締役会長
2021年6月 一般社団法人日本医療機器産業連合会会長
2022年4月 テルモ株式会社取締役顧問
2022年6月 同社顧問
株式会社オートバックスセブン社外取締役（2025年6月24日退任予定）
三井化学株式会社社外取締役（現在に至る）
2023年6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

三井化学株式会社社外取締役

社外取締役在任年数

2年（本定時株主総会終結時）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三村孝仁氏は、事業会社において事業責任者や代表取締役会長を歴任する等、長年にわたり執行と監督の両面から経営に携わり、企業経営やコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しています。また、海外市場の開拓やM&Aを通じた事業拡大にも携わるなど、グローバルビジネスや事業開発・M&Aに関する豊富な経験を有しています。当社においては、その経験・見識等に基づき、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレート・ガバナンス強化のために重要な役割を果たされています。選任後には、引き続き上記の経験・見識等に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

独立性について

三村孝仁氏が2023年12月まで顧問を務めていたテルモ株式会社と当社グループとの間には取引関係はなく、同氏は、当社が定める独立役員選任基準を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、再任をご承認いただいた場合には引き続き株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ同氏を独立役員として届け出る予定です。

候補者番号

7

ま かね ひさ のり
真 茅 久 則

生年月日

1958年5月2日生

再任

社外

独立



取締役会出席回数 (2024年度)

10回 / 10回
(2024年6月25日社外取締役就任以降)

所有する当社株式の数
普通株式 1,019株

略歴、当社における地位及び担当

- 1982年4月 富士写真フイルム株式会社（現：富士フイルムホールディングス株式会社）入社
2015年6月 富士フイルム株式会社執行役員
2016年12月 同社取締役執行役員
2017年6月 富士ゼロックス株式会社（現：富士フイルムビジネスイノベーション株式会社）取締役常務執行役員
2019年6月 同社取締役専務執行役員
2021年4月 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社代表取締役社長・CEO
2022年4月 同社取締役会長
2024年6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

- 株式会社安川電機社外取締役
(2025年5月28日就任予定)
ENEOSホールディングス株式会社社外取締役
(2025年6月26日就任予定)

社外取締役在任年数

1年（本定時株主総会終結時）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

真茅久則氏は、事業会社の経営企画部門において長年にわたり組織改革や新規事業創出・M&Aを通じた事業ポートフォリオ改革に携わるとともに、事業部門や事業子会社の経営責任者としてグローバルな事業運営に携わるなど、企業経営や事業開発・M&A、グローバルビジネスに関する豊富な経験と高い見識を有しています。当社においては、その経験・見識等に基づき、社外取締役として当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいております。また、当社取締役会における意思決定の透明性を高めるために積極的に発言いただく等、当社のコーポレート・ガバナンス強化のために重要な役割を果たされています。選任後には、引き続き上記の経験・見識等に基づき当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

独立性について

真茅久則氏が2024年6月まで取締役会長を務めていた富士フイルムビジネスイノベーション株式会社及びその子会社と当社グループとの間で主に複合機及びソフトウェアに関する取引関係がありますが、取引金額はいずれも各社の売上高の0.1%未満と極僅少であり、同氏は、当社が定める独立役員選任基準を満たしていることから、独立性は十分に確保されており、再任をご承認いただいた場合には引き続き株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所へ同氏を独立役員として届出する予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数には、日本特殊陶業役員持株会における本人の持分を含めています。
3. 土井美和子氏、高倉千春氏、三村孝仁氏及び真茅久則氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
4. 高倉千春氏は、2022年6月24日に当社の社外取締役に就任する以前は当社の社外監査役を務めており、その在任年数1年を加えた社外取締役及び社外監査役としての在任年数は合計で4年となります。
5. 高倉千春氏が2023年6月23日から社外取締役を務めている三井住友海上火災保険株式会社は、独占禁止法に抵触すると考えられる行為等に関し、金融庁より2023年12月26日付けで業務改善命令を、公正取引委員会より2024年10月31日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、個人情報保護法及び不正競争防止法に関する不適切行為等に関し、金融庁より2025年3月24日付けで業務改善命令を受けました。同氏は、日頃より同社の取締役会等において法令遵守や顧客本位の視点に立った提言を行うとともに、これらの行政処分がなされた後においても業務運営を抜本的に見直すにあたり、再発防止のための提言を行うなどその職責を果たしています。
6. 三村孝仁氏は、株式会社オートバックスセブンの社外取締役を務めていますが、2025年6月24日開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって退任する予定です。
7. 土井美和子氏、高倉千春氏、三村孝仁氏及び真茅久則氏は、社外取締役として、当社定款に基づき、法令が定める最低責任限度額を損害賠償の限度額とする旨の責任限定契約を当社との間で締結しており、4氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き当該契約を継続する予定です。
8. 当社は、当社及び当社の国内子会社の取締役、監査役及び執行役員その他会社法上の重要な使用人を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしており、各候補者の選任をご承認いただいた場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2025年6月30日に同様の内容での更新を予定しています。

第1号議案に関する監査等委員会の意見

監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任について、取締役会が選任等に関する基準を適切に定め、指名委員会での審議を含む適切な手続きを経ているか等について、監査等委員会監査等基準に基づき検討を行った結果、第1号議案の内容については妥当であるとの結論に至りました。

(ご参考)

当社における社外取締役の独立性に関する基準

当社は、会社法で定められた社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の独立性基準に加えて、下記のとおり当社独自の「独立役員選任基準」(※注1)を策定し、これら全てを満たす者を独立役員に指定することといたします。

1. 当社グループとの間で、直近過去3年間における双方いずれかの連結売上収益(連結売上高)の2%以上の取引がある取引先において、直近過去3年間に取締役、監査役、執行役又は支配人その他の使用人(執行役員を含み、社外取締役、社外監査役を除く。以下「取締役等」という)にならなかったことがない者
2. 当社グループの現在の主要株主及び当社グループが主要株主である会社の取締役等でない者(なお、主要株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主とする)
3. 当社グループの主要借入先において、直近過去3年間に在籍していない者(なお、主要借入先とは、当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者とする)
4. 当社グループから現在報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でない者
5. 当社グループが直近過去3年以内のいずれかの年度において1,000万円以上の寄付をしていない者(※注2)
6. 当社グループから取締役等を受け入れている会社又はその子会社の取締役等でない者
7. 現在又は過去における当社グループの取締役等の二親等以内の親族でない者
8. 当社グループと恒常的に実質的な利益相反が生じる恐れのない者

(注1) 但し、企業合併その他意図せずした背景等で第三者に対して明確に独立性を説明できる理由がある場合には、上記に該当した場合でも独立役員の意見を尊重した上で認める場合があります。

(注2) 但し、1,000万円以上の寄付を行った場合であっても、当該寄付が独立役員候補者と同一の大学・研究所等に所属する別の教授や研究室に個別に行われた寄付である等、第三者に対して当該寄付が独立役員候補者の独立性の判断に影響を与えないことを明確に説明できる理由がある場合には、独立役員の意見を尊重した上で認める場合があります。

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス(本総会終結後の予定)

氏名	地位	独立性	性別	企業経営	財務・会計	ガバナンス・法務・ リスクマネジメント	人的資本	グローバルビジネス	技術・研究開発	事業開発・M&A
尾 堂 真 一	代表取締役会長		男性	○				○		○
川 合 尊	代表取締役社長 社長執行役員		男性	○					○	○
鈴 木 啓 司	取締役 上席執行役員		男性	○					○	○
土 井 美和子	社外取締役	●	女性						○	○
高 倉 千 春	社外取締役	●	女性				○	○		
三 村 孝 仁	社外取締役	●	男性	○				○		○
真 茅 久 則	社外取締役	●	男性	○				○		○
磯 部 謙 二	取締役 常勤監査等委員		男性		○	○	○			
永 富 史 子	社外取締役 監査等委員	●	女性			○				
Christina L. Ahmadjian	社外取締役 監査等委員	●	女性			○		○		
内 山 英 世	社外取締役 監査等委員	●	男性	○	○	○				

※ 上記スキル・マトリックスに記載の「地位」は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。

スキルの選定理由

スキル項目	選定理由
企業経営	自動車産業が大変革期を迎える中で当社グループが最適な事業ポートフォリオ構築を目指すため、取締役会が中長期的な視点から企業価値の向上と社会課題解決への貢献を両立する経営方針を決定し、経営陣による果敢な意思決定を監督するためには、企業経営に関するスキルが必要。
財務・会計	中長期的な利益成長と株主還元強化の推進の中で、財務健全性とのバランスがとれた成長投資及び経営基盤強化のための投資を実現する財務戦略の立案・実行、並びに、健全な財務報告体制の運用を取締役会が監督するためには、財務・会計に関するスキルが必要。
ガバナンス・法務・リスクマネジメント	ガバナンスの一層の高度化を目指す中で、コンプライアンスを推進し、事業運営を阻害するリスクに適切に対処するためのガバナンス・リスクマネジメント体制が構築・運用されていることを取締役会が監督するためには、ガバナンス・法務・リスクマネジメントに関するスキルが必要。
人的資本	「Niterraウェイ」を体現する人材の活躍に向け、人材育成、人材配置の最適化、組織・制度改革を含む人的資本投資の取組みを重点的に推進する中で、人材戦略の立案・実行を取締役会が監督するためには、人的資本に関するスキルが必要。
グローバルビジネス	グローバル市場で事業を展開するとともに、グローバルな生産・販売体制を活用して新たな事業領域への進出を図る中で、取締役会がグローバル市場での戦略・リスクに関する理解や多角的な視点に基づき事業を監督するためには、グローバルビジネスに関するスキルが必要。
技術・研究開発	セラミックス技術を核とした事業拡大と新たなコア・コンピタンスの獲得を目指す中で、技術・研究開発は重要な事業活動であり、注力する技術・研究開発領域の特定やその実現に向けた経営資源の配分を取締役会が監督するためには、技術・研究開発に関するスキルが必要。
事業開発・M&A	コア・コンピタンスを活かした事業開発やM&A等による他社とのシナジー実現による新たな事業の創出と成長を目指す中で、適切な経営資源配分及び事業継続判断、中期戦略に適合したM&Aを取締役会が監督するためには、事業開発・M&Aに関するスキルが必要。

【第2号議案及び第3号議案に関するご参考情報】

今般、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めることを目的に、本総会で第2号議案及び第3号議案をご承認いただくことを前提として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度の見直しを行い、業績に連動する報酬の割合を高めるとともに、現行の株式報酬制度を一部改定の上継続することとしました。

第2号議案においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の会社業績向上に対するインセンティブを高めることを目的として、金銭で支給している報酬等のうち、単年度の会社業績達成度等に連動する賞与の比率を引き上げ、固定報酬部分の比率を引き下げするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の改定を提案するものです。

第3号議案においては、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等の業績連動型株式報酬比率を引き上げるため業績連動型株式報酬の拠出金額の上限額及び交付する当社株式数の上限を見直すとともに、中期経営計画で掲げる業績指標の目標達成に向けた取組み及び当社グループの持続的成長に向けた人的資本経営の取組みの推進、並びに、株価上昇に対するインセンティブの一層の向上を図るため業績目標の達成度等の評価に用いる指標を見直した上で、現行の業績連動型株式報酬制度の継続を提案するものです。

なお、第2号議案及び第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合には、28頁に記載の【ご参考】に記載のとおり、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を変更することを予定しています。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年6月24日開催の第122回定時株主総会において、報酬の総額（賞与総額を除く。）として月額6,000万円以内（うち社外取締役分月額1,300万円以内）、賞与総額として年額1億8,000万円以内とご承認をいただき、今日に至っています。

今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の会社業績向上に対するインセンティブを高めることを目的として、単年度の会社業績達成度等に連動する賞与の比率を引き上げ、固定報酬部分の比率を引き下げするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を以下のとおり変更させていただきたいと存じます。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役に対しては、賞与は支給いたしません。

報酬の総額（賞与総額を除く。）	月額4,700万円以内 （うち社外取締役分月額1,300万円以内）
賞与総額	年額2億6,000万円以内

当社における「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要は事業報告に記載のとおりですが、第2号議案及び第3号議案をご承認いただくことを条件に、その内容を28頁に記載の内容に変更する予定です。本議案は当該変更予定の決定方針に沿った内容となっており、また、事前に、当社が任意に設置する取締役会の諮問機関であり、委員の過半数が独立社外役員である報酬委員会への諮問を行い、その答申を尊重して取締役会において決議していることから、相当であると考えています。

なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役4名）となります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定の件

1. 提案の理由及び本制度を相当とする理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員（雇用型執行役員を除く。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆さまと利害を共有することを目的とした、役位、中期及び長期経営計画で掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、2022年6月24日開催の第122回定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき今日に至っています。

今般、当社では、2021年度から2024年度までを対象期間とする中期経営計画の終了に伴い、新たに2025年度から2029年度までを対象期間とする中期経営計画を策定する予定です。本議案は、新たな中期経営計画の策定にあたり、取締役等の業績連動型株式報酬比率を引き上げるため株式報酬の拠出金額の上限額及び交付する当社株式数の上限を見直すとともに、中期経営計画で掲げる業績指標の目標達成に向けた取組み及び当社グループの持続的成長に向けた人的資本経営の取組みの推進、並びに、取締役等の当社の株価上昇に対するインセンティブの一層の向上を図るため業績目標の達成度等の評価に用いる指標を見直した上で本制度を継続することにつき、ご承認をお願いするものです。

本議案は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件」にてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額（報酬の総額（賞与総額を除く。）月額4,700万円以内（うち社外取締役分月額1,300万円以内）、賞与総額年額2億6,000万円以内）とは別枠で、取締役等に対して本制度に基づく業績連動型株式報酬を支給することを提案するものです。

当社における「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要は事業報告に記載のとおりですが、第2号議案及び第3号議案をご承認いただくことを条件に、その内容を28頁に記載の内容に変更する予定です。本議案は当該変更予定の決定方針に沿った内容となっており、また、事前に、当社が任意に設置する取締役会の諮問機関であり、委員の過半数が独立社外役員である報酬委員会への諮問を行い、その答申を尊重して取締役会において決議していることから、相当であると考えています。

なお、改定後の本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと3名となります。また、上記のとおり、本制度は執行役員も対象としており、本総会終結の時の執行役員（取締役を除く。）のうち、改定後の本制度の対象となる者の員数は21名です。

2. 改定後の本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社が定める株式交付規程に従って役位及び業績目標の達成度等に応じて当該信託を通じて当社株式等の交付等がなされる業績連動型の株式報酬制度です。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） ・ 当社の執行役員（雇用型執行役員を除く。）
②本制度の対象となる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2026年3月31日で終了する事業年度から2030年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度
③当社が拠出する金員の上限及び取締役等が取得する当社株式数の上限並びに本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5事業年度を対象として、合計34億円
取締役等が取得する当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記（2）及び（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限となる株数は対象期間である5事業年度で合計800千株であり、発行済株式の総数（2025年3月末日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.40% ・ 当社株式は、株式市場からの取得予定のため、希薄化は生じない
④業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期業績指標 新たな中期経営計画に掲げる業績指標の目標達成度に応じて、0%～200%の範囲で変動します。目標達成度の評価に用いる指標は、連結売上収益及び親会社の所有者に帰属する当期利益とします。ただし、取締役を兼務しない執行役員については担当部門毎に設定される業績目標等とします。 ・ 株主価値指標 株主価値を評価する指標に応じて、0%～200%の範囲で変動します。株主価値の評価に用いる指標は、対象期間中の当社株主総利回り（Total Shareholder Return。以下「TSR」という。）とピアグループ企業のTSRとの比較結果に基づき算出する相対TSRとします。 ・ 非財務指標 新たな中期経営計画期間における非財務指標の目標達成度に応じて、0%～200%の範囲で変動します。目標達成度の評価に用いる指標は、従業員エンゲージメントとします。
⑤取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象期間終了後

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度の対象となる期間は、新たな中期経営計画の対象となる期間に対応した、2026年3月31日で終了する事業年度から2030年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「対象期間」という。）とします。

当社は、対象期間である5事業年度に対して上限額を34億円として信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場から取得します。信託金の上限金額は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

当社は、対象期間中の毎年、取締役等に対し、ポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期（下記(4)のとおり。）において、それまでに付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時に、改めて株主総会において承認を受けた上で、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加拠出を行うことにより、本信託を継続することがあります。

追加拠出を行う場合において、継続時に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。以下「残存株式」という。）及び金銭（以下、残存株式と併せて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は34億円の範囲内とします。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

対象期間中に在任している取締役等（対象期間開始日以降に、新たに取締役等になった者を含む。）に対して、当社株式等の交付等の前提として、信託期間中の毎年6月1日（本対象期間における初回は2026年6月1日）に、一定のポイントが付与されます（以下「付与ポイント」という。）。

付与ポイントは、取締役等の役位及び業績目標の達成度等（※）に応じて決定され、付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて原則として対象期間終了後において当社株式等の交付等が行われます。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の総数が株式の分割、株式の併合等によって増加又は減少した場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

※業績目標の達成度等は、中期業績指標、株主価値指標及び非財務指標に基づき評価されます。

① 中期業績指標

新たな中期経営計画に掲げる業績指標の目標達成度に応じて、0%～200%の範囲で変動します。目標達成度の評価に用いる指標は、連結売上収益及び親会社の所有者に帰属する当期利益とします。ただし、取締役を兼務しない執行役員については担当部門毎に設定される業績目標等とします。

② 株主価値指標

株主価値を評価する指標に応じて、0%～200%の範囲で変動します。株主価値の評価に用いる指標は、対象期間中の当社TSRとピアグループ企業のTSRとの比較結果に基づき算出する相対TSRとします。

③ 非財務指標

新たな中期経営計画期間における非財務指標の目標達成度に応じて、0%～200%の範囲で変動します。目標達成度の評価に用いる指標は、従業員エンゲージメントとします。

(ご参考)

- ・ピアグループ企業とは、当社があらかじめ選定し株式交付規程で定める類似業種の企業を指します。
- ・相対TSRは、以下の算定式に基づき算出します。
相対TSR＝対象期間中の当社TSR÷当社が選定するピアグループ企業のTSRの平均値
- ・従業員エンゲージメントは、当社が従業員に対して実施する従業員エンゲージメントサーベイによって測定します。

なお、取締役等に付与されるポイント数に基づいて取締役等に交付等が行われる当社株式の総数は、対象期間である5事業年度で、800千株を上限とします。この上限交付株式数は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件（原則として対象期間中に取締役等として在任し、株式交付規程に従いポイントの付与を受けており、かつ、在任中に重大な不正・法令等違反行為等があった者ではないこと）を充足した取締役等は、信託契約に従い一定の書類を当社に提出し、別途株式交付規程において定める受益権確定日を迎えることなど、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として対象期間終了直後の7月（2030年7月）頃に、上記（3）に基づき算出される累積ポイント数に応じて当社株式等について本信託から交付等を受けます。このとき、当該取締役等は、累積ポイント数の50%（単元未満株式は切上げ）の当社株式について交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が任期満了により退任する場合又は任期満了以外の事由により退任する場合（自己都合により退任する場合及び正当な解任理由に基づき解任される場合を除く。）には、取締役等は所定の手続きを経た後遅滞なく、退任時までの累積ポイント数の50%（単元未満株式は切上げ）の当社株式について交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が死亡した場合は、その時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、当該取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) マルス・クローバック制度

取締役等による在任中の重大な不正・法令等違反行為等があった場合や会計上の重大な誤り又は不正による決算の事後修正が取締役会で決議された場合等には、当該取締役等の当社株式等の交付等を受ける権利を没収するものとします。また、当社株式等の交付等を既に受けた後に取締役等による在任中の重大な不正・法令等違反行為等が判明した場合や会計上の重大な誤り又は不正による決算の事後修正が取締役会で決議された場合等には、当該取締役等に対し株式交付規程に定める計算方法に基づき算定された金銭額の返還を求めることができるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) その他本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において決定します。

【ご参考】「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容の概要

第2号議案及び第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合に予定している変更後の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要は以下のとおりです。

ア. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株式保有を通じた株主との利害を共有することを基本方針とし、金銭で支給される「固定報酬」及び単年度の会社業績達成度等に連動する「賞与」並びに役位及び中期経営計画等で掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式を交付する「業績連動型株式報酬」から構成する。ただし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等は「固定報酬」のみとする。

イ. 報酬構成

報酬等の種類	概要	比率の目安 (注)
固定報酬 (金銭報酬)	役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案した上で決定し、毎月、現金で支給する。	50%
賞与 (金銭報酬)	役職別の基準額に、営業活動の成果を反映する単年度の連結業績指標の目標達成度や、持続的な成長及び企業価値向上に向けた取組みの成果を反映する非財務指標の目標達成度に応じた係数を乗じて決定し、毎年、一定の時期に現金で支給する。 役職別の基準額、業績目標の達成度等の評価に用いる各指標とその目標値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に報酬委員会の答申を尊重して取締役会において決定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。	30%
業績連動型 株式報酬 (非金銭報酬)	非金銭報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めることを目的として、会社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度である、業績連動型株式報酬制度とする。 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託を採用し、役位や中期経営計画等で掲げる業績目標の達成度等に応じて、あらかじめ報酬委員会の審議を経て取締役会で決定する株式交付規程に定める算定方法に従ってポイントを付与し、本制度の対象期間終了後に、付与された合計ポイント数に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付又は給付する。 業績目標の達成度等は中期業績指標、株主価値指標及び非財務指標に基づき評価するものとし、各指標とその値は、中期経営計画と整合するよう報酬委員会の答申を尊重して設定するものとする。	20%

(注) 各評価指標において目標値を100%達成した場合の比率の目安であり、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、役位及び職責を踏まえて、報酬委員会において他社の報酬構成等を参考にしながら妥当性を検証した上で設定する。

ウ. マルス・クローバック制度

賞与及び業績連動型株式報酬について、重大な不正・法令等違反行為、会計上の重大な誤りや不正、自己都合による辞任等の一定の事由に該当した場合には、報酬の支給・交付を受ける権利を没収し、又は報酬の減額や返還を求めるマルス・クローバック制度を設けることとする。

エ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長に対して具体的内容の決定について委任するものとし、代表取締役会長及び代表取締役社長は経営環境や会社の業績の下、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定する権限を有する。取締役会は、当該権限が代表取締役会長及び代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の具体的内容を当該答申の内容を尊重して決定しなければならないこととする。なお、業績連動型株式報酬については、あらかじめ取締役会で決定する株式交付規程に定める算定方法に従って取締役個人別の付与ポイント数を決定する。

第2号議案及び第3号議案に関する監査等委員会の意見

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について、取締役会が報酬等に関する基準を適切に定め、報酬委員会での審議を含む適切な手続きを経ているか等について、監査等委員会監査等基準に基づき検討を行った結果、第2号議案及び第3号議案の内容については妥当であるとの結論に至りました。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国及び欧州では、年度前半においては、サービス業を中心に景気を押し上げ緩やかな回復基調を見せたものの、年度後半においては生産コストの増加や外需の低迷が企業収益回復への重石となりました。また、米国政府の関税政策により、景気の先行きに不透明感が増しています。

中国においては、年度前半より内外需要並びに不動産市場の低迷が続き景気は停滞しています。年度後半においても、外需低迷などを背景に景況感は依然として低迷していることに加え、米国の関税引き上げの影響が大きなリスク要因となっています。

わが国経済においては、年度前半ではインバウンド需要の拡大を背景に、企業収益は高水準で推移しました。年度後半においては、半導体需要の回復に加え、為替相場の円安圏での推移が下支えとなり、企業収益は好調に推移しています。

当社グループの主要な事業基盤である自動車業界における新車生産は、一部地域において持ち直しの動きを見せたものの、前年比で減少する結果となりました。中国においては、電気自動車の伸長による増加は見られましたが、内燃機関搭載車の生産は引き続き軟調です。

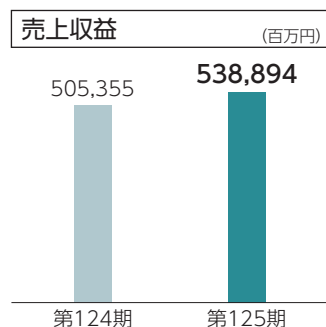
半導体製造装置業界では、生成AIを中心とする半導体需要が高まりを見せる一方で、依然として米中対立を起点とする地政学的リスクなどが懸念されています。

その結果、当社グループの当連結会計年度における売上収益は6,529億93百万円(前連結会計年度比6.3%増)、営業利益は1,296億60百万円(前連結会計年度比20.5%増)、税引前利益は1,333億13百万円(前連結会計年度比13.8%増)となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は926億25百万円(前連結会計年度比12.1%増)となりました。

事業別の状況は以下のとおりです。

事業区分	売上収益 (百万円)		対前連結会計 年度比 (%)
	2023年度 (第124期)	2024年度 (第125期)	
自動車関連事業	505,355	538,894	6.6
セラミック事業	95,028	100,928	6.2
新規事業	6,663	6,052	△9.2
その他の事業	8,177	7,904	△3.3
調整額	△738	△787	—
合計	614,486	652,993	6.3

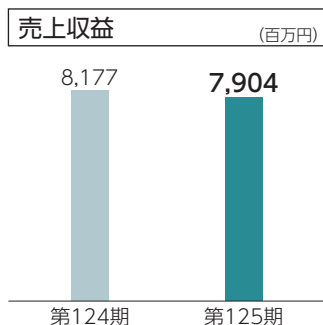
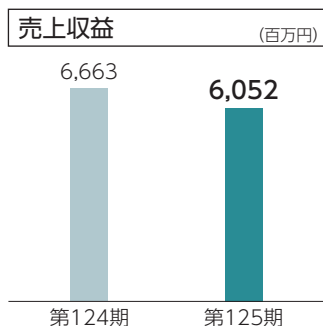
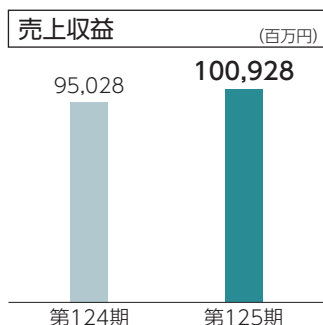
(注) 2024年4月1日付けの産業用セラミック事業に関する組織変更に伴い、「セラミック事業」に含まれていた窒化ケイ素関連製品は、事業フェーズに適した体制のもと開発・市場開拓を加速させるため、「新規事業」に移管しています。2023年度(第124期)の事業区分は、2024年度(第125期)の事業区分に基づき作成したものを記載しています。



<自動車関連>

当事業は、新車組付け用製品の販売は中国市場での内燃機関連搭載車両の生産台数減少に加え、欧米においても顧客での生産調整が続いたことによる落ち込みを見せたものの、補修用製品の販売は引き続き好調であったことから前年比で増加しました。また、インフレに対応した価格転嫁の実施と円安への進行が更に売上収益を押し上げ、営業利益についても増益となりました。

この結果、当事業の売上収益は5,388億94百万円(前連結会計年度比6.6%増)、営業利益は1,408億56百万円(前連結会計年度比16.2%増)となりました。



<セラミック>

当事業は、SPE事業での販売については生成AI関連の需要増を背景に緩やかに回復しました。セラミック事業全体では、収益性の改善に時間を要していますが、前年比で売上収益は増加する結果となりました。

この結果、当事業の売上収益は1,009億28百万円(前連結会計年度比6.2%増)、営業利益は39百万円(前連結会計年度比94.2%減)となりました。

<新規事業>

新規事業については、売上収益は60億52百万円(前連結会計年度比9.2%減)、営業損失は129億87百万円(前連結会計年度は145億17百万円の営業損失)となりました。

<その他>

その他の事業については、売上収益は79億4百万円(前連結会計年度比3.3%減)、固定資産の売却等により営業利益は17億51百万円(前連結会計年度比851.3%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、自動車関連事業の生産設備を中心に375億32百万円の投資をしています。主な内訳は自動車関連事業254億98百万円、セラミック事業93億22百万円、新規事業27億9百万円です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、設備投資及び運転資金の一部に充当することを目的として、長期借入金200億円の資金調達を行っています。

(4) 対処すべき課題

① 「2040年 ありたい姿」の再定義と「2030 長期経営計画」

当社グループは、2020年に「2040年 ありたい姿」からバックキャストし、そのマイルストーンとなる2030年をターゲットにした長期経営計画「2030 長期経営計画日特B X」を策定しました。しかしながら、前中期経営計画（2021～2024年度）以降、経営環境の変化は目まぐるしく、持続可能な成長を遂げるには、企業固有のアセットを経営課題に合わせ再構成し、自社の競争力を高めていく必要があります。当社グループが経営を通じて、過去から蓄積してきた技術・アセットを軸としながらも新たな価値創造を実現し、社会課題を解決する姿勢を明確にすべく、これまで「2040年 ありたい姿」としていた「“Beyond ceramics, eXceeding imagination”『セラミックスのその先へ、想像のその先へ』」を新たに「“特殊な”技術と発想で社会的課題を解決し、『地球を輝かせる企業』となる」へと改定しました。また、当社グループの使命として『これまで培ってきたセラミックスを中心としたアセット』と『新たなアセット』を取り込み、異なる資源を繋ぎ、最小限の資源を徹底的に使い抜き、再生・循環ソリューションを社会に提供する」と定義し、そのスローガンを「“ceramics and Beyond, eXceeding imagination”『セラミックスとその先へ、想像のその先へ』」とし、グループ一丸となり社会課題を解決していくことを目指します。


ありたい姿

“特殊な”技術と発想で社会的課題を解決し、
「地球を輝かせる企業」となる

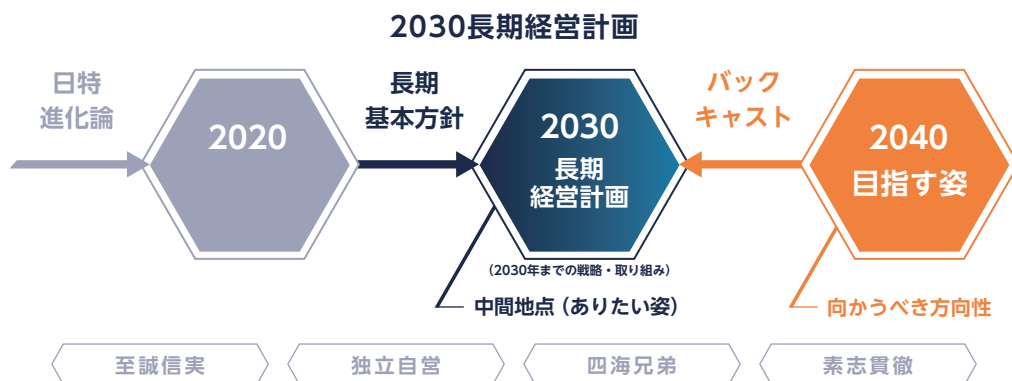
Niterra

私たちの使命

「これまで培ってきたセラミックスを中心としたアセット」と
「新たなアセット」を取り込み、異なる資源を繋ぎ、
最小限の資源を徹底的に使い抜き、
再生・循環ソリューションを社会に提供していきます。

 **ceramics and Beyond,
eXceeding imagination**
セラミックスとその先へ、想像のその先へ

「2030 長期経営計画」では、引き続き、事業ポートフォリオの最適化を図ってまいります
が、自動車関連事業で得た収益を源泉として、当社グループのコア・アセットやセラミックス
素材技術と親和性のある隣接領域へリソースを集中し、新たな事業領域の拡大を目指します。
具体的な注力領域は、「モビリティ」「半導体」「環境・エネルギー」とし、いずれもセラミッ
クス技術を活用していく方針です。また、「2030 長期経営計画」の実現に向けた具体的な施
策や経営目標を定めるため、2025年度から2029年度を対象期間とする新たな中期経営計画
の策定を進めています。



②前中期経営計画（2021～2024年度）の振り返り

前中期経営計画は、「2030 長期経営計画 日特B X」における2021年度から2024年度までの4年間で「変えるために、壊す。」「変わるために、創る。」をスローガンに、組織を変革する期間との位置付けとしていました。以下の基本方針及び重点課題を掲げ、各種の取組みを実行してまいりました。

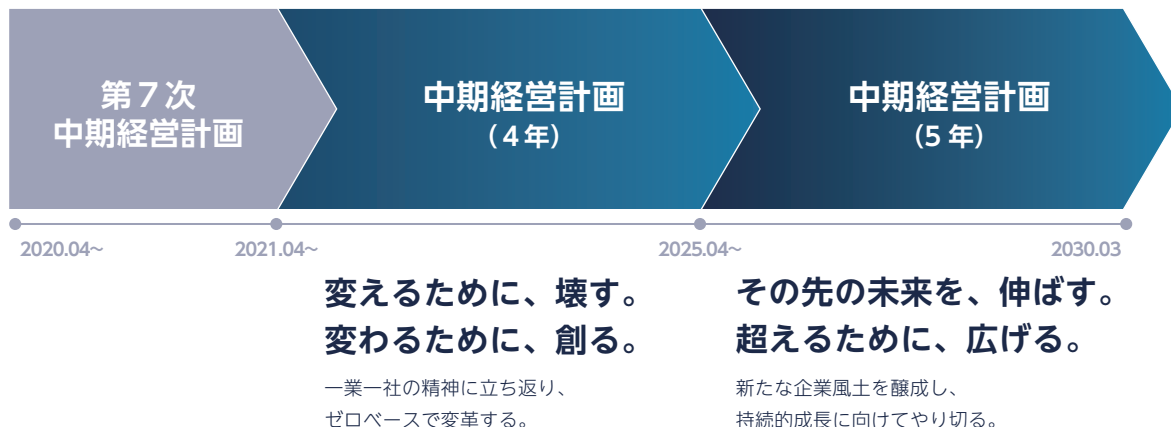
<基本方針>

「既存事業」と「新規事業」が独立しながら、両輪で走る

<重点課題>

成長事業及び新規事業への投資・人材ポートフォリオ転換の促進
ROIC経営による稼ぐ力の更なる強化

2030長期経営計画



前中期経営計画の総括は以下のとおりです。

(定量目標の達成状況)

- ・初年度からの新型コロナウイルス感染の再拡大や半導体供給不足による自動車生産台数への影響、またロシア・ウクライナ情勢の長期化や原材料価格の高騰など、不透明な事業環境が続きました。しかしながら、自動車関連事業においては、補修用製品の販売が好調に推移したことやインフレに対応した価格転嫁を実行したことに加え、円安へ進行したことによる利益押し上げもあり、継続して収益性を向上することができました。また、成長・新規事業領域と位置付けるセラミック事業においては、半導体関連の事業が市場での生産調整の影響を受けつつも、事業規模を拡大したことなどにより、売上収益、営業利益及び資本効率性指標について目標値を1年前倒しで達成することができました。

	2020年度 中期経営計画 (2016~2020年度) 最終年度実績	2024年度 中期経営計画 (2021~2024年度) 最終年度実績	2024年度 中期経営計画 (2021~2024年度) 最終年度目標
売上収益 (億円)	4,275	6,529	6,000
営業利益 (億円)	473	1,296	1,000
営業利益率	11%	20%	17%以上
非内燃事業売上収益 (億円)	889	1,140	1,500
ROIC	6%	11%	10%
ROE	9%	14%	13%

(重点課題の成果と課題)

■成長事業及び新規事業への投資・人材ポートフォリオ転換の促進

- ・成長事業及び新規事業については、売上収益の規模が2020年度より約28%向上しました。SPE事業においてはセラミック素材技術により高まる要求性能に応え、旺盛な半導体需要を着実に捉えています。また、2024年11月には、東芝マテリアル社の株式の取得(子会社化)を決定し、将来的に電気自動車向けに市場の拡大が見込まれる窒化ケイ素を利用したモーター用軸受けのセラミックボールやパワー半導体用の窒化ケイ素放熱基板等での事業成長を目指しています。一方で、不採算事業や不採算製品からの撤退も実行し、収益構造を改善しました。

- ・2021年4月には社内カンパニー制への移行と一部事業部門の分社化を実施しました。事業部門、事業サポート部門、コーポレート部門の各組織において権限と責任を明確にし、独立自営の体制のもと、機動的な意思決定の実現と収益性の可視化による更なる成長を推進します。
- ・事業ポートフォリオの転換に不可欠な人材ポートフォリオの転換を実現するため、成長事業・新規事業への人材の積極的な転換に取り組むとともに、「自律創造人材」の育成・創出を推進しました。

■ROIC経営による稼ぐ力の更なる強化

- ・ROICを用いた事業別の目標管理・事業ポートフォリオマネジメントの仕組みの構築・運用に加え、グローバル戦略本部を中心に監理対象銘柄入りの決定や格付の基準を定める等、財務規律を明確化することで、経営資源の最適配分の実現に向けた取組みを加速しました。

③優先的に取り組む経営課題

当社グループの理念体系であるNiterraウェイの重要な要素であるCSR・サステナビリティ憲章にも謳われているように、当社グループは持続可能な社会の実現に寄与することで、企業価値を向上していくことを目指しています。

そのために、社会的課題の解決により「地球を輝かせる」ことが最も重要な経営課題と考え、社会的課題解決・人的資本・経営基盤の3つの枠組みで具体的取組みを推進します。

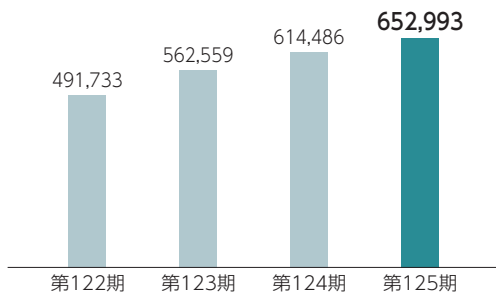
具体的には、Niterraグループならではの特殊な技術と発想を活かし、多様な技術の組み合わせを通じた社会的課題解決への貢献と再生可能・循環可能なソリューションの提供に取り組めます。また、それを支える人的資本への取組みとしては、Niterraウェイを体現する多様な人材が個を活かしていきいきと働くことができる仕組みの拡充を図ります。多様な人材は、主体的に動き未来を切り開く人材・より高度な課題に対し専門性を持って新たな価値を創造できる人材と定義し、その育成に取り組めます。

更にこれらを実現するため、迅速な意思決定を支え、外部環境の変化に対応した戦略的なリスクコントロールを可能にするグローバルな経営基盤を構築していきます。

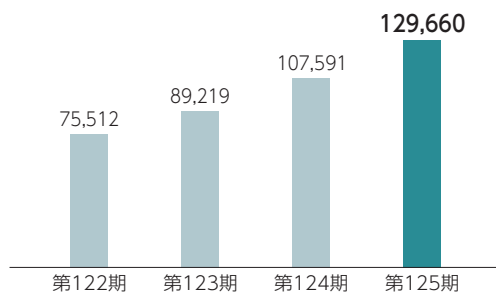
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 (第122期)	2022年度 (第123期)	2023年度 (第124期)	2024年度 当連結会計年度 (第125期)
売上収益(百万円)	491,733	562,559	614,486	652,993
営業利益(百万円)	75,512	89,219	107,591	129,660
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	60,200	66,293	82,646	92,625
基本的1株当たり当期利益	296円04銭	326円09銭	409円47銭	466円34銭
資産合計(百万円)	823,181	903,102	975,719	990,966
資本金合計(百万円)	517,988	563,739	638,300	674,722

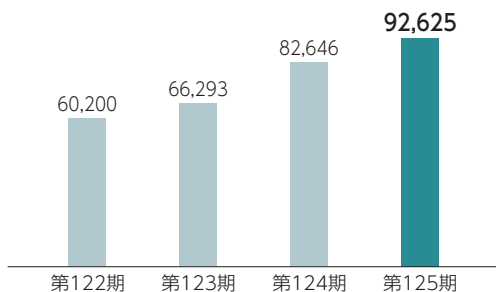
売上収益 (百万円)



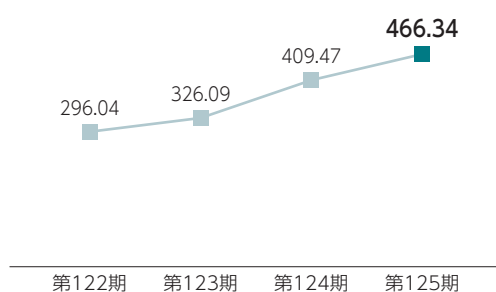
営業利益 (百万円)



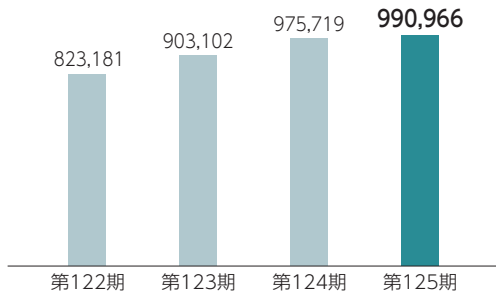
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)



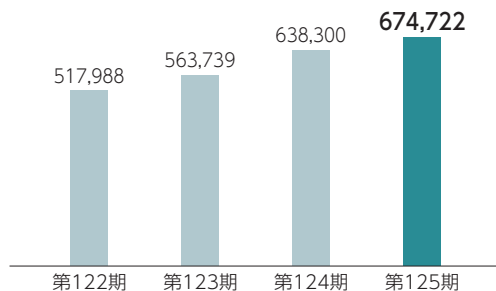
基本的1株当たり当期利益 (円)



資産合計 (百万円)



資本合計 (百万円)



(6) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
自動車関連事業	12,437	(減) 66
セラミック事業	2,619	(減) 104
新規事業	540	(減) 172
その他の事業	48	(増) 6
合 計	15,644	(減) 336

(7) 企業集団の主要な事業内容

事業区分	主要製品
自動車関連事業	<p>(プラグ及びプラグ関連品)</p> <p>自動車・航空機・船舶・ロケット用等スパークプラグ、ディーゼルエンジン用グロープラグ、プラグキャップ、プラグコード、点火コイル 等</p> <p>(自動車用センサ)</p> <p>ジルコニア酸素センサ、全領域空燃比センサ、ノックセンサ、広範囲排気温度センサ、NOxセンサ 等</p>
セラミック事業	<p>(ICパッケージ及び回路基板他)</p> <p>積層セラミックパッケージ・基板、イメージセンサ用パッケージ、LED用パッケージ、半導体検査用プローブカード基板、次世代移動通信システム向け機能部材 等</p> <p>(産業用セラミック他)</p> <p>超音波振動子、圧電アクチュエータ、半導体製造装置用部品、医療用酸素濃縮装置 等</p>
新規事業	<p>固体酸化物形燃料電池用スタック 等</p>

(8) 企業集団の主要拠点等

当 社 本 社	愛知県名古屋市東区東桜一丁目1番1号
国内営業拠点	東京、大阪、広島、福岡、仙台
国内製造拠点	小牧工場（愛知県小牧市） さつま工場（鹿児島県薩摩郡さつま町） 伊勢工場（三重県伊勢市） セラミックセンサ(株)（愛知県小牧市） (株)日特スパークテックWKS（愛知県小牧市） NTKセラミック(株)（愛知県小牧市） (株)NTKセラテック（宮城県仙台市）
海 外 拠 点	Niterra North America(株)（米国） Wells Vehicle Electronics, L.P.（米国） CAIRE Inc.（米国） Niterra英国(株)（英国） Niterra EMEA(有)（ドイツ） Niterraフランス(株)（フランス） Niterraブラジル(有)（ブラジル） 上海特殊陶業(有)（中国） Niterraオーストラリア(株)（オーストラリア） Niterraアジア(株)（タイ） Niterraタイ(株)（タイ） 友進工業(株)（韓国）

(9) 重要な子会社及び関連会社の状況

名 称	資本金又は 出 資 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)			
セラミックセンサ(株)	百万円 100	% 100	自動車用センサの製造
(株)日特スパークテックWKS	80	100	スパークプラグの製造
NTK セラミック(株)	100	100	ICパッケージ及び回路基板他の製造販売
(株)NTKセラテック	450	100	セラミック関連製品の製造販売
Niterra米国ホールディング(株)	千米ドル 66,500	100	持株会社
Niterra North America(株) ※3	千米ドル 81,800	※1 100	自動車関連製品の製造販売 セラミック関連製品、ICパッケージ及び回路基板他 の販売
Wells Vehicle Electronics Holdings Corp.	千米ドル 375,857	100	持株会社
Wells Vehicle Electronics, L.P.	千米ドル 1	※2 100	自動車関連製品の製造販売
C A I R E I n c .	千米ドル 199,178	100	医療用酸素濃縮装置の製造販売
Niterra 英 国 (株)	千ポンド 240	100	自動車関連製品の販売
Niterra EMEA (有)	千ユーロ 6,000	100	自動車関連製品の販売
Niterra フランス(株)	千ユーロ 2,000	100	自動車関連製品、ICパッケージ及び回路基板他の 販売
Niterra ブラジル(有)	千リアル 30,849	100	自動車関連製品の製造販売
上海特殊陶業(有)	百万円 1,900	100	自動車関連製品の製造販売
Niterraオーストラリア(株)	千豪ドル 250	100	自動車関連製品の販売
Niterra ア ジ ア (株)	百万パーツ 2,146	100	自動車関連製品の製造販売
Niterra タ イ (株)	百万パーツ 550	100	自動車用センサの製造販売
(関連会社)			
NTKカッティングツールズ(株)	百万円 310	49	機械工具の製造販売
友 進 工 業 (株)	百万ウォン 3,780	50	自動車関連製品の製造販売

(注) ※1 Niterra米国ホールディング(株)を通じての間接保有です。

※2 Wells Vehicle Electronics Holdings Corp.を通じての間接保有です。

※3 当社の連結子会社であるNiterra North America(株)と米国テクノロジー(株)は、2024年4月1日付けでNiterra North America(株)を存続会社、米国テクノロジー(株)を消滅会社とする吸収合併を実施しました。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高 (百万円)
シンジケートローン (注)	87,000
(株) 三菱UFJ銀行	40,000

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケート団からの借入です。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

普通株式 390,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 198,919,451株

(自己株式 328,269株を除く)

(注) 会社法第178条の規定に基づき、2024年8月23日付けで自己株式4,927,600株を消却しました。これにより、発行済株式の総数が4,927,600株減少しています。

(3) 株 主 数 114,129名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	25,920	13.03
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	16,794	8.44
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	16,752	8.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	12,079	6.07
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	4,209	2.11
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,563	1.79
日 特 協 力 会 持 株 会	2,778	1.39
T O T O 株 式 会 社	2,756	1.38
野村信託銀行株式会社 (投信口)	2,604	1.30
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,517	1.26

(注) 持株比率は、自己株式 (328千株) を控除して計算しています。なお、当社は役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入していますが、当該信託が保有する当社株式は自己株式に含めていません。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式

役 員 区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	当社普通株式 23,086株	2名

(注) 役員報酬BIP信託に係る交付であり、23,086株のうち11,486株は換価処分し、換価処分金の相当額を給付しています。また、当社の執行役員在任時の職務執行の対価として交付した株式が含まれています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等
該当事項はありません。

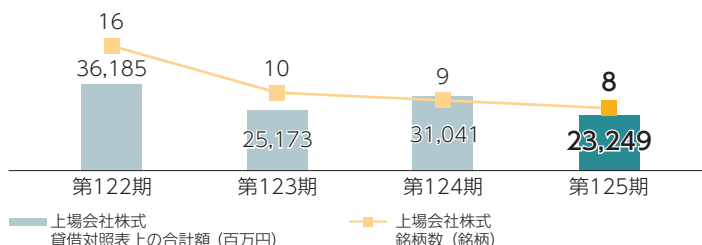
【ご参考】 政策保有株式について

①政策保有に関する方針

当社は、取引先等との継続的かつ安定的な取引関係の維持・強化を基本にしつつ、中長期的な経済合理性を検証の上、当社の企業価値向上に繋がると判断する株式を保有することとしています。この保有に関しては、毎年、取締役会にて個別の政策保有株式について資本コストと中長期的なリスク・リターンとの比較などを踏まえた保有の合理性及び企業価値向上の観点から効果の検証を行い、継続保有に該当しないと判断に至る場合は、適宜市場動向を見ながら売却します。

②純投資目的以外で当社が保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

	2021年度 (第122期)	2022年度 (第123期)	2023年度 (第124期)	2024年度 (第125期)
銘柄数(銘柄)	58	53	54	55
うち上場会社(銘柄)	16	10	9	8
貸借対照表上の合計額(百万円)	40,305	31,374	40,138	34,595
うち上場会社(百万円)	36,185	25,173	31,041	23,249



4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	尾 堂 真 一	
代表取締役 取締役社長 社長執行役員	川 合 尊	全事業・グループ内部監査本部・戦略PF室管掌、 グローバル戦略本部長
代表取締役 取締役副社長 副社長執行役員	松 井 徹	社長補佐、サステナビリティ戦略室・ コーポレートコミュニケーション室・ Niterrra Venturesカンパニー管掌
取 締 役	土 井 美和子	国立研究開発法人情報通信研究機構監事、 奈良先端科学技術大学院大学理事、東北大学理事、 株式会社SUBARU社外取締役
取 締 役	高 倉 千 春	野村不動産ホールディングス株式会社社外取締役、 三井住友海上火災保険株式会社社外取締役
取 締 役	三 村 孝 仁	株式会社オートバックスセブン社外取締役、 三井化学株式会社社外取締役
取 締 役	真 茅 久 則	
取 締 役 (常勤監査等委員)	磯 部 謙 二	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	永 富 史 子	弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	Christina L. Ahmadjian	住友電気工業株式会社社外取締役、日本電気株式会社社外取締役、 一橋大学名誉教授、北海道大学理事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	内 山 英 世	朝日税理士法人顧問

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

- (1) 2024年6月25日開催の第124回定時株主総会の決議に基づき、真茅久則氏が取締役に、磯部謙二氏及び内山英世氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、それぞれ就任しました。
- (2) 2024年6月25日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって、取締役Mackenzie Donald Clugston氏並びに監査等委員である取締役加藤三紀彦氏及び安井金丸氏が任期満了により退任しました。

2. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動

- (1) 取締役土井美和子氏は株式会社三越伊勢丹ホールディングスの社外取締役を務めていましたが、2024年6月24日をもって退任しました。また、同氏は奈良先端科学技術大学院大学の理事及び東北大学の理事を務めていましたが、2025年3月31日をもってそれぞれ退任しました。
 - (2) 取締役真茅久則氏は富士フィルムビジネスイノベーション株式会社の取締役会長を務めていましたが、2024年6月25日をもって退任しました。
 - (3) 監査等委員である取締役永富史子氏は中部電力株式会社の社外監査役を務めていましたが、2024年6月26日をもって退任しました。
 - (4) 監査等委員である取締役Christina L. Ahmadjian氏は2024年4月1日付けにて北海道大学の理事に就任しました。また、同氏はアサヒグループホールディングス株式会社の社外取締役を務めていましたが、2025年3月26日をもって退任しました。
3. 取締役土井美和子氏、高倉千春氏、三村孝仁氏及び真茅久則氏並びに監査等委員である取締役永富史子氏、Christina L. Ahmadjian氏及び内山英世氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
4. 当社は、監査等の環境の整備、社内からの情報収集並びに内部統制システムの構築及び運用状況の日常的な監視及び検証の観点から、磯部謙二氏を常勤の監査等委員として選定しています。
5. 常勤の監査等委員である取締役磯部謙二氏は、長年当社の経理部門に勤務した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査等委員である取締役内山英世氏は、公認会計士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 2025年4月1日付けの取締役及び執行役員の地位・担当等の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	尾 堂 真 一	
代表取締役 取締役社長 社長執行役員	川 合 尊	全事業・ウェルビーイング戦略グループ・ グループ内部監査本部管掌、グローバル戦略本部長
代表取締役 取締役副社長 副社長執行役員	松 井 徹	社長補佐、Niterra Venturesカンパニー管掌
上席執行役員	小 倉 浩 靖	モビリティカンパニープレジデント
上席執行役員	加 藤 章 良	Wells Vehicle Electronics GP L.L.C.・CAIRE Inc.管掌、 経営監理グループ経営監理室特命
上席執行役員	鈴 木 浩 二	社長室・ビジネスマネジメント室担当、東京支社長
上席執行役員	新 海 修	経営監理グループ調達SCM室・安全衛生室担当、小牧工場長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	鈴 木 啓 司	経営戦略グループ経営戦略室・事業基盤戦略室担当、 技術統括本部長、ビジネスインプリメンテーション本部管掌、 プラットフォーム開発センター・エネルギー事業本部担当
上 席 執 行 役 員	長谷川 和 伸	モビリティカンパニーバイスプレジデント、 モビリティカンパニー営業戦略ビジネスユニット長
上 席 執 行 役 員	山 口 智 弘	ビジネスオペレーション本部長
上 席 執 行 役 員	鈴 木 義 孝	財務基盤グループ経理財務室・経営監理グループ経営監理室担当、 Niterra米国ホールディング株式会社社長
上 席 執 行 役 員	小 林 建 司	取締役会室・会長室・グループ内部監査本部担当
上 席 執 行 役 員	高 柳 好 之	ビジネスオペレーション本部副本部長
上 席 執 行 役 員	佐 藤 美 邦	森村SOFCテクノロジー株式会社社長
上 席 執 行 役 員	杉 浦 哲 弥	ビジネスインプリメンテーション本部長
上 席 執 行 役 員	増 田 浩 盟	Wells Vehicle Electronics GP L.L.C.社長
上 席 執 行 役 員	木 村 和 之	経営戦略グループDX/IT戦略室担当
上 席 執 行 役 員	茅 野 順	中国地域統括、特殊陶業実業（上海）有限公司社長、 上海特殊陶業有限公司社長
上 席 執 行 役 員	平 野 芳 樹	経営戦略グループM&A戦略室担当
上 席 執 行 役 員	三 浦 芳 郎	経営監理グループ調達SCM室担当
上 席 執 行 役 員	山 田 裕 一	モビリティカンパニーSensor Beyondビジネスユニット長
上 席 執 行 役 員	鈴 木 彰	モビリティカンパニーIGNITEビジネスユニット長、さつま工場長
執 行 役 員	Michael Alan Schwab	PAMA地域統括、Niterra North America株式会社社長、 Niterraカナダ株式会社社長
執 行 役 員	Damien Germès	EMEA地域統括、Niterra EMEA有限会社社長
執 行 役 員	堀 田 諭 史	株式会社NTKセラテック社長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	佐之井 久 樹	ASEAN・インド地域統括、Niterrraアジア株式会社社長、サイアムNiterrra株式会社社長、Niterrra IBCアジア株式会社社長
執 行 役 員	北 河 広 視	ウェルビーイング戦略グループ人事戦略室・サステナビリティ戦略室・コーポレートコミュニケーション室担当
執 行 役 員	蒲 原 知 之	社長室 社長業務秘書、ビジネスマネジメント室長
執 行 役 員	伊 藤 慎 悟	技術統括本部副本部長、科学研究所長、ビジネスインプリメンテーション本部特命

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間に、任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、当該限度額を超える部分については、会社は社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を免責する旨の責任限定契約を締結しています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員その他会社法上の重要な使用人を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。なお、当該保険契約の保険料は全額会社が負担しています。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	兼職先	兼職の内容
社外取締役	土 井 美和子	国立研究開発法人情報通信研究機構 奈良先端科学技術大学院大学 東北大学 株式会社SUBARU	監事 理事 理事 社外取締役
社外取締役	高 倉 千 春	野村不動産ホールディングス株式会社 三井住友海上火災保険株式会社	社外取締役 社外取締役
社外取締役	三 村 孝 仁	株式会社オートバックスセブン 三井化学株式会社	社外取締役 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	Christina L. Ahmadjian	住友電気工業株式会社 日本電気株式会社 一橋大学 北海道大学	社外取締役 社外取締役 名誉教授 理事
社外取締役 (監査等委員)	内 山 英 世	朝日税理士法人	顧問

(注) 各社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の名活動状況

地位	氏名	出席状況	主な活動状況
社外取締役	土井美和子	取締役会 12回/12回	情報通信分野における研究者としての豊富な経験及び卓越した実績に基づき、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいています。特に、取締役会においてはIT・DX戦略や研究開発・新規事業開発の観点から助言・提言をいただいているほか、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として活動いただく等、期待された役割を十分に果たしています。
	高倉千春	取締役会 12回/12回	組織開発・人材開発に関する豊富な経験及び高い見識に基づき、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいています。特に、取締役会においては人的資本・組織開発の観点から助言・提言をいただいているほか、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員並びにCSR・サステナビリティ委員会の委員長として活動いただく等、期待された役割を十分に果たしています。
	三村孝仁	取締役会 12回/12回	経営者としての高い見識並びに医療機器分野及びグローバル事業に関する豊富な経験に基づき、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいています。特に、取締役会においては企業経営やコーポレート・ガバナンスの観点から助言・提言をいただいているほか、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として活動いただく等、期待された役割を十分に果たしています。
	真茅久則	取締役会 10回/10回	グループ経営やグローバルな事業運営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言をいただいています。特に、取締役会においては企業経営やグループガバナンスの観点から助言・提言をいただいているほか、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として活動いただく等、期待された役割を十分に果たしています。

(注) 社外取締役真茅久則氏については、2024年6月25日就任以降の活動状況を記載しています。

地位	氏名	出席状況	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	永 富 史 子	取締役会 12回/12回 監査等委員会 12回/12回	長年にわたり弁護士として培われた専門的な知識・経験を活かして、経営全般に対する監査及び監督をいただいています。特に、取締役会においては法務やガバナンスの観点から助言・提言をいただいています。また、監査等委員会においては、上記の知識・経験に基づき、監査の方針・方法その他の監査等委員会の職務の執行に関する事項について意見を述べており、期待された役割を十分に果たしています。
	Christina L. Ahmadjian	取締役会 12回/12回 監査等委員会 12回/12回	企業経営、コーポレート・ガバナンス及び組織文化の研究者としての豊富な経験と高い見識を活かして、経営全般に対する監査及び監督をいただいています。特に、取締役会においてはコーポレート・ガバナンスやグローバル経営の観点から助言・提言をいただいています。また、監査等委員会においては、上記の経験・見識に基づき、監査の方針・方法その他の監査等委員会の職務の執行に関する事項について意見を述べており、期待された役割を十分に果たしています。
	内 山 英 世	取締役会 10回/10回 監査等委員会 10回/10回	公認会計士として培われた専門的な知識・経験及び経営者としての豊富な経験を活かして、経営全般に対する監査及び監督をいただいています。特に、取締役会においては財務・会計やコーポレート・ガバナンスの観点から助言・提言をいただいています。また、監査等委員会においては、上記の経験・見識に基づき、監査の方針・方法その他の監査等委員会の職務の執行に関する事項について意見を述べており、期待された役割を十分に果たしています。

(注) 監査等委員である社外取締役内山英世氏については、2024年6月25日就任以降の活動状況を記載していません。

(5) 当事業年度に係る取締役に対する報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役(監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	494 (62)	296 (62)	151 (-)	46 (-)	8 (5)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	87 (46)	87 (46)	-	-	6 (4)

- (注) 1. 2022年6月24日開催の第122回定時株主総会の決議により次のとおり取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の限度額が定められています。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名(うち社外取締役は4名)です。
- 報酬の総額(賞与総額を除く) 月額 60百万円以内(うち社外取締役分月額13百万円以内)
賞与総額 年額 1億80百万円以内
- また別枠で、2022年6月24日開催の第122回定時株主総会の決議により当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員(雇成型執行役員を除く。)を対象として2022年3月31日に終了する事業年度から2025年3月31日に終了する事業年度までの4事業年度に対して限度額1,000百万円の業績連動型株式報酬を設定しています。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は3名、執行役員(取締役及び雇成型執行役員を除く。)の員数は17名です。
2. 2022年6月24日開催の第122回定時株主総会の決議により次のとおり監査等委員である取締役の報酬の限度額が定められています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち社外取締役は3名)です。
- 報酬の総額(賞与総額を除く) 月額 10百万円以内
賞与総額 年額 10百万円以内
3. 「賞与」は「業績連動報酬等」に、「業績連動型株式報酬」は「業績連動報酬等」及び「非金銭報酬等」に、それぞれ該当します。
4. 「賞与」及び「業績連動型株式報酬」の総額は、それぞれ当事業年度中に費用計上した額です。なお、前事業年度に在任していた取締役に対し、前事業年度の事業報告において開示した賞与の総額と2024年6月に支給した実際の賞与支給総額に差額(20百万円)が発生していますが、上表には含めていません。
5. 上記には第124回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名及び監査等委員である取締役2名(うち社外取締役1名)に対する報酬を含んでいます。

② 賞与に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動報酬等として、会社業績達成度に関する定量目標、従業員エンゲージメントの向上を反映する指標である従業員満足度及び個人業績に係る定性的な評価に基づき、賞与を支給しています。

賞与の額の算定に用いる会社業績に関する指標は、会社業績との連動性の確保及び業績向上への貢献意識を高めることを目的として、営業活動の成果を反映する連結営業利益としており、過去事業年度に対する当事業年度の連結営業利益の増減率に従業員満足度及び個人業績に係る定性的な評価を加味して賞与の額を算出します。なお、当事業年度における連結営業利益の実績値は1,296億円です。

③ 業績連動型株式報酬に関する事項

当社は、業績連動型株式報酬制度として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員（雇用型執行役員を除く。）を対象に、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託を採用しており、2022年3月31日に終了する事業年度から2025年3月31日に終了する事業年度までの4事業年度を対象期間として、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、あらかじめ報酬委員会の審議を経て取締役会で決定する株式交付規程に定める算定方法に従ってポイントを付与し、対象期間終了後に、付与された合計ポイント数に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付又は給付することとしています。目標達成度を評価する指標は、単年度業績目標、中期業績目標及び非財務指標目標に基づき設定しています。単年度業績目標については、営業活動の成果を反映する連結売上収益及び連結営業利益を指標としており、当事業年度における目標値はそれぞれ6,430億円及び1,150億円であり、実績値はそれぞれ6,529億円及び1,296億円です。中期業績目標については、中期経営計画の目標として掲げている連結売上収益、連結営業利益及び投下資本に対して効率的に利益を獲得したかを測る指標であるROICを指標とし、中期経営計画の最終年度である当事業年度における目標値は、それぞれ連結売上収益6,000億円、連結営業利益1,000億円、ROIC13.0%以上であり、実績値は連結売上収益6,529億円、連結営業利益1,296億円、ROIC10.9%です。非財務指標目標については、持続的な成長及び企業価値向上への取組みの成果を反映し、事業ポートフォリオ転換を促進するため、非内燃機関事業売上比率及びCO₂排出量削減率（2018年度比）を指標とし、当事業年度における目標値はそれぞれ27.0%及び10.0%であり、実績値はそれぞれ16.1%及び29.7%です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年6月27日開催の取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。本方針の決定に際しては、手続き及び内容の透明性及び妥当性を確保するため、事前に委員の過半数が独立社外役員である報酬委員会への諮問を行い、その答申を尊重して取締役会において決議しています。

なお、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたって、当社は、業績目標の達成度や施策の実施状況等について当社の事業全体を俯瞰して評価を行うためには代表取締役会長及び代表取締役社長によることが最も適していると考えていることから、その具体的内容の決定を株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で代表取締役会長尾堂真一及び代表取締役社長川合尊に委任していますが、委任された権限が適切に行使されるよう、報酬委員会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する方針や手続、制度内容及び取締役個人別の報酬案の妥当性を審議の上、その答申を尊重して決定しています。また、業績連動型株式報酬については、あらかじめ取締役会で決定した株式交付規程に定める算定方法に従って取締役個人別の付与ポイント数を決定しています。取締役会は、報酬等の内容が、報酬委員会によって本方針との整合性含め多角的に検討された上で、その答申を尊重して決定されていることを確認しており、当該内容が本方針に沿うものと判断しています。

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要】

ア. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株式保有を通じた株主との利害を共有することを基本方針とし、金銭で支給される「固定報酬」及び単年度の会社業績達成度等に連動する「賞与」並びに役位及び中期経営計画等で掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式を交付する「業績連動型株式報酬」から構成する。但し、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等は「固定報酬」のみとする。

イ. 報酬構成

報酬等の種類	概要	比率の目安 (注)
固定報酬 (金銭報酬)	役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案した上で決定し、毎月、現金で支給する。	60%
賞与 (金銭報酬)	役職別の基準額に、営業活動の成果を反映する連結売上収益等の会社業績達成度の定量目標や、従業員エンゲージメントの向上を反映する指標である従業員満足度、個人業績に係る定性的な評価等を加味して、総合的に勘案した上で決定し、毎年、一定の時期に現金で支給する。 目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に報酬委員会の答申を尊重して設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。	25%
業績連動型 株式報酬 (非金銭報酬)	非金銭報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めることを目的として、会社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度である、業績連動型株式報酬制度とする。 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託を採用し、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、あらかじめ報酬委員会の審議を経て取締役会で決定する株式交付規程に定める算定方法に従ってポイントを付与し、本制度の対象期間終了後に、付与された合計ポイント数に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に交付又は給付する。 目標達成度を評価する指標とその値は、単年度業績目標、中期業績目標及び非財務指標目標に基づき、中期経営計画と整合するよう報酬委員会の答申を尊重して設定するものとする。	15%

(注) KPI (重要業績評価指標) を100%達成した場合の比率の目安であり、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、役位及び職責を踏まえて、報酬委員会において他社の報酬構成等を参考にしながら妥当性を検証した上で設定する。

ウ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の決定方法

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長に対して具体的内容の決定について委任するものとし、代表取締役会長及び代表取締役社長は経営環境や会社の業績の下、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定する権限を有する。取締役会は、当該権限が代表取締役会長及び代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の具体的内容を当該答申の内容を尊重して決定しなければならないこととする。なお、業績連動型株式報酬については、あらかじめ取締役会で決定する株式交付規程に定める算定方法に従って取締役個人別の付与ポイント数を決定する。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当該事業年度に係る会計監査人報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬	96百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に対する報酬	—百万円
合 計	96百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 96百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬の金額はこれらの合計額となっています。

2. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬を3百万円支払っています。

3. 当社の重要な子会社のうち海外の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の報酬に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画における監査項目と体制、監査の実施状況及び報酬見積の算出根拠などを確認し、妥当性を検討した結果、適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務執行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を招く事象があったと判断した場合は、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案といたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営における最重要政策の一つと位置付けています。

配当政策は、親会社所有者帰属持分配当率(DOE)4%程度を下限とする安定配当部分と配当性向10%程度を目標とする業績連動部分を組み合わせて、安定的な配当を目指す方針とします。

上記方針のもと、2024年度は、中間配当88円、期末配当90円の合計178円とし、連結での配当性向は38.2%となりました。

なお、当社の課題である事業ポートフォリオの改革、人的資本への投資、将来の成長に必要な研究開発、事業拡大・合理化のための設備投資及び出資への資本配分についても総合的に考慮した上、適正資本水準を超える部分については自己株式の取得を含む株主還元の対象とします。株主還元方針及び適正資本水準については、有利子負債の有効的な活用を行うための格付の維持も考慮しつつ、持続的な企業価値向上に向け、中長期の経営戦略を踏まえて継続的に見直しを図ります。

こうした利益還元をより機動的に行うために、剰余金の配当等に関しては定款の定めるところにより、取締役会の決議事項としています。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

資 産		負 債	
百万円		百万円	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	208,192	営業債務及びその他の債務	57,660
営業債権及びその他の債権	147,551	社債及び借入金	16,719
その他の金融資産	25,263	その他の金融負債	3,871
棚卸資産	183,932	未払法人所得税	21,935
その他の流動資産	20,778	その他の流動負債	53,000
小計	585,718	小計	153,187
売却目的で保有する資産	2,800	売却目的で保有する資産に直接関連する負債	461
流動資産合計	588,518	流動負債合計	153,648
非 流 動 資 産		非 流 動 負 債	
有形固定資産	219,974	社債及び借入金	139,964
のれん及び無形資産	44,221	退職給付に係る負債	8,827
使用権資産	9,872	その他の金融負債	7,310
持分法で会計処理されている投資	19,199	長期未払法人所得税	105
その他の金融資産	93,082	繰延税金負債	2,332
繰延税金資産	14,456	その他の非流動負債	4,054
その他の非流動資産	1,641	非流動負債合計	162,594
非流動資産合計	402,448	負債合計	316,243
		資 本	
			百万円
		資 本 金	47,869
		資 本 剰 余 金	55,724
		利 益 剰 余 金	509,900
		自 己 株 式	△2,199
		その他の資本の構成要素	63,278
		親会社の所有者に帰属する持分合計	674,573
		非 支 配 持 分	149
		資 本 合 計	674,722
資 産 合 計	990,966	負債及び資本合計	990,966

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 収 益	652,993
売 上 原 価	△394,893
売 上 総 利 益	258,100
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△133,643
持 分 法 に よ る 投 資 損 益	1,065
そ の 他 収 益	5,683
そ の 他 費 用	△1,545
営 業 利 益	129,660
金 融 収 益	10,793
金 融 費 用	△7,141
税 引 前 利 益	133,313
法 人 所 得 税 費 用	△40,531
当 期 利 益	92,781
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	92,625
非 支 配 持 分	156

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

資 産 の 部				負 債 の 部			
百万円				百万円			
流 動 資 産			309,117	流 動 負 債			127,562
現金及び預	金	取	22,260	買掛金			45,513
受取手形			930	関係会社短期借入金			45
売掛			81,771	1年内返済長期借入金			30,054
有価証券			122,000	未払法人税等			10,000
製品			18,919	未払費用			12,232
仕掛材			2,271	未償還債務保証損失引当			14,873
原料及び材			5,040	預りの			10,410
貯蔵			924	その他			3,111
前払費用			671				676
未収収入			3,844				645
未収入金			33,366	固 定 負 債			141,889
関係会社短期貸付			16,163	社長借入金			20,000
その他			951	長期未払法人税等			120,000
				退職給付引当金			105
固 定 資 産			357,891	退職給付引当金			781
有形固定資産			118,339	株主の			491
建物			45,436	その他			511
構築物			2,980	負 債 合 計			269,452
機械及び装置			47,825	純 資 産 の 部			
車両運搬具			224	百万円			
工具、器具及び備品			968	株 主 資 本			384,013
土地			17,993	資 本			47,869
建物			2,911	本 剰 余 金			54,824
無形固定資産			9,436	資 本 準 備 金			54,824
ソフトウェア			9,436	利 益 剰 余 金			283,519
投資その他の資産			230,116	その 他 利 益 剰 余 金			5,837
投資有価証券			88,787	特別償却準備金			277,681
関係会社株			97,808	固定資産圧縮積立金			19
出資			295	固定資産圧縮特別勘定積立金			608
関係会社出資			10,223	繰越利益剰余金			225
関係会社長期貸付			23,214	自 己 株 式			276,828
繰延税金資産			9,181				△2,199
その他			1,290	評 価 ・ 換 算 差 額 等			13,544
貸倒引当金			△687	その他有価証券評価差額金			13,544
資 産 合 計			667,009	純 資 産 合 計			397,557
				負 債 純 資 産 合 計			667,009

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高		358,004
売 上 原 価		229,684
売 上 総 利 益		128,320
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		56,241
営 業 利 益		72,078
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	32,056	
そ の 他	13,584	45,640
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	704	
そ の 他	3,498	4,203
経 常 利 益		113,516
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,938	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,335	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	126	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 益	312	3,713
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1,441	
減 損 損 失	152	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	43	
関 係 会 社 株 式 評 価 損 金	6,090	
和 解	146	7,872
税 引 前 当 期 純 利 益		109,357
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,572	
法 人 税 等 調 整 額	△134	24,437
当 期 純 利 益		84,919

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

日本特殊陶業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 樋 口 幹 根
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本特殊陶業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本特殊陶業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

日本特殊陶業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 樋 口 幹 根
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本特殊陶業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第125期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、各社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて各社から事業の報告を受け、実態の把握に努めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、独占禁止法等の企業コンプライアンス、業務執行上のリスク管理につきましては、諸規程の整備や各種会議体によるモニタリングを通じて継続して実効性の向上に取り組まれていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2025年5月19日

日本特殊陶業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 磯 部 謙 二 ㊟

監査等委員 永 富 史 子 ㊟

監査等委員 クリスティーナ・アメージャン ㊟

監査等委員 内 山 英 世 ㊟

(注) 監査等委員永富史子、クリスティーナ・アメージャン及び内山英世は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) (郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京(プライム)・名古屋(プレミア)
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL https://www.niterragroup.com/ir/public_notice/ (但し、事故やその他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び中日新聞に掲載いたします。)

(ご注意)

- 株主さまの住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、同行へお問い合わせください。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行の全国本支店にお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図

会場

当社小牧工場 オフィス棟「N-FOREST」大会議室
愛知県小牧市大字岩崎2808 お問い合わせ先：052-218-6539

地図はこちら



公共交通機関をご利用の場合

■名鉄小牧線「味岡駅」、名鉄犬山線「江南駅」、JR「名古屋駅」から送迎バスを用意しておりますので、ご利用ください。

送迎バスでのご来場にあたりサポートが必要な方は、上記お問い合わせ先に2025年6月20日(金)までにご連絡ください。

自動車、二輪車、自転車をご利用の場合

■当社駐車場・駐輪場をご利用ください。なお、車椅子をご利用の方は、専用スペースを設けておりますので、駐車場入口付近の係員にお申し付けください。

※徒歩の場合は名鉄小牧線「味岡駅」から約25分です。



※送迎バスは当日の交通事情等により到着が遅れる場合がございます。また、乗車状況等によって発車時刻を調整する場合がございます。